



205189-000-8

特69-451

聖德太子御一代記

野村銀次郎

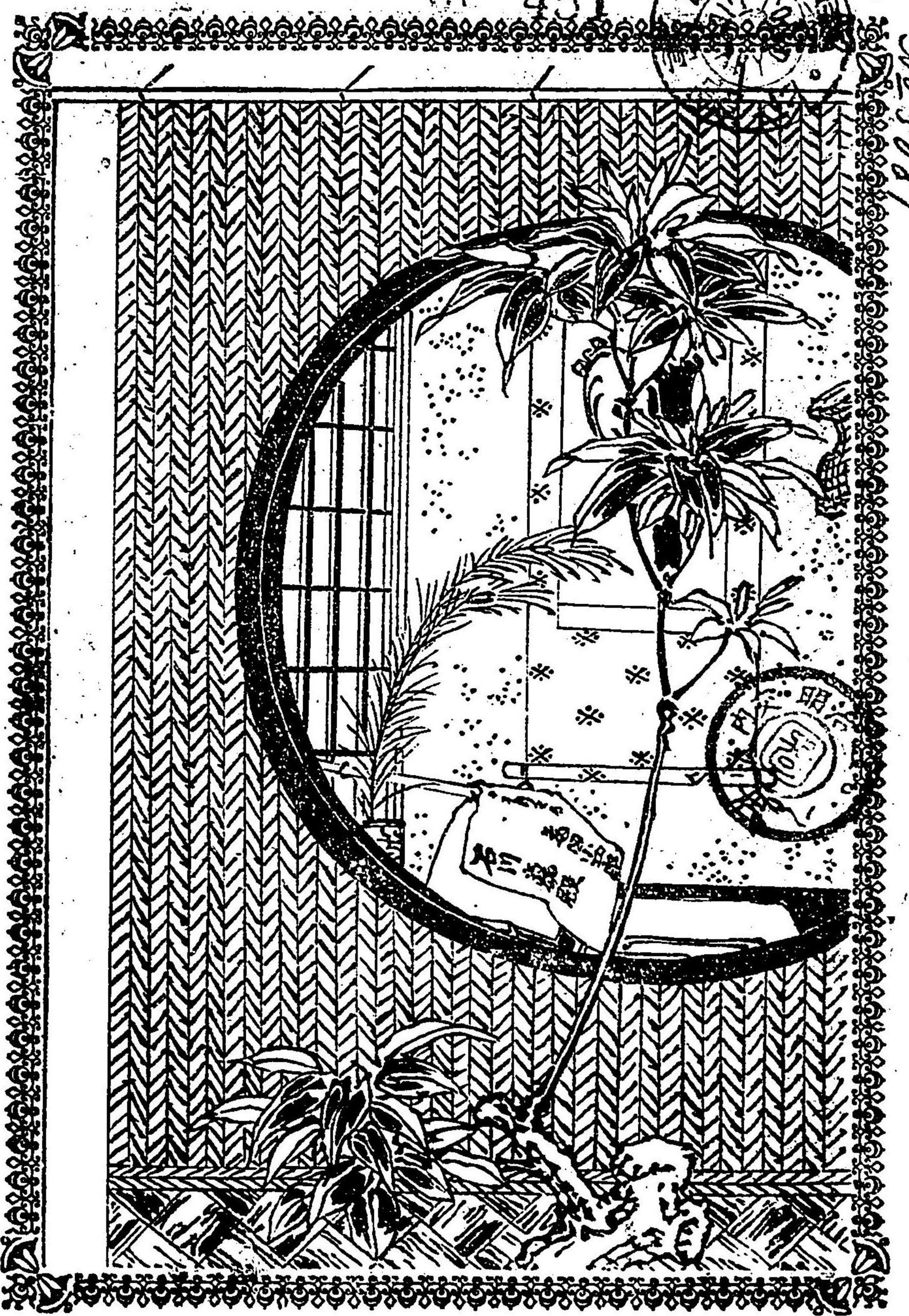
M20

EDV-0212




特69

451







欠

MISSING

内にて、言ふ聲外に聞ふ御後敏通天皇即位元年壬辰正月元日后ひよりよも快くおはへ玉
人により許多の女孺めのわらわと共とも宮中を巡まわりて遊覽し玉ひ稍すこて廄やうの下にいたらせ給ふに忽此地にあり
て産の氣むすこつきたまひ寢殿ねどんにいらせ玉ふ既なく其處にて即ち御安産みやこあらせられ聊まよの御搗みやうもなく誠
よ御夢みやゆめの覺たるが如く女孺めのわらわの徒周章とよざわふためき御誕生みやたうじやうの皇子を抱き取又いそり后ひを介抱すなはし奉り寢殿ねどんに
入いましらせける此と宮中に隠れなく用明天皇此ことは赤あかだ皇子ひのこにて渡わたらせ玉ひひ綱つな豊日尊とよひそと稱
す御產平みやうさんひらにせさせ玉ひをよし聞きしめされ既産殿みやうさんの邊に入いらせ玉わんと后ひの殿中でんちゆうを敷覽ふりらんあるに赤あか黄きみつ
の光殿ひかりのひや内うちを照てるらむ興香宮中こうかうよ事ことしければ大に異ことなりか左右の侍臣しよしんに對たいひ宣せんひけるハ此兒尋常ここのじょうの情じように
あらじすかやかに湯沐ゆあはさまさまと先湯さゆを引ひせ奉まつり給たまふ當今敏達天皇みんたつてんのうにも殊更ことわり歎あきらめ慮おもうるいしく御
寵愛ちゅうあい錢せんからざりしとあり惣そうて此御子御身香潔みやこしこよにして殿中でんちゆうにいたれば恰あも梅壇うめだんの林はやしに入いが如く又
抱奉いだる所の宮女みやめの匂におひ目めら身みにうつり日ひを重かさねどどとも香氣かぎ歎あきらめず宮女みやめたがひ詫むづかひていいた
き奉まつりしと又廄やうにて降誕こうたんましませし故むか御名みやうめを廄戸やうどの皇子ひのこと稱よし奉まつる然のるに正月中せいじゆちゆう旬じゆ讚岐國さんぎく
より春はるを捧ささげての靈れいある瓢ひょうを獻ささる群臣ぐんじん參まい内うちして其奏ごさうする所ところを聞きに同國羽香郡はきのこふ縣主物部兄あかだぬし
そいふものあり彼かれが圓まん一株いつばの株つばあり其下もとに忽然ひそかに二瓢ふたひょうの蔓生よがうに次第じせきに長ながじて花咲はな咲さしに一の
華はなあきて二ふたとなし里俗さとよ太おほだ奇希みきいがあるとやらんと評ひするうち間なく一の瓢ひょうを結むすべり其形大

にして、龜に似たり諸人はすく奇み見所ひ瓢の腹に人の形幾許もあらわれ其上に文字あり是其人の名なり又其余に秦の字あり圖といひ文字といひ一段高く文字の勢ひ人物の妙しきといかある名筆名高といふとも及ぶ所に非す國中此とを傳へ見る者市となしける時に一つの神蛇其長さ六尺ばかりなるが現れ來りて彼蔓を繞ひて瓢を守り人を蔓に近づけず見るものは畏れ敢て近よる者ある冬に至れども瓢の蔓枯れ青々として一葉も落となく雪積れとも少しも凋はず曾そ其蛇も去となし其折からに兄齋か家に牝馬あり孕むと十二ヶ月にして師走十五日に子産り此諸人もはゞ異む所に當年正月朔日に彼駒瓢の蔓を喰きり兄齋が家に喰へ歸りて之を置忽空中に昇り雲をゑんで飛去り畢ぬあまりに奇怪の義みよつて啟覽にそなへ奉るを奏するよぞ天皇より群卿奇代の珍事ありとて稍て件の瓢を啟覽あるに人物の圖文字のいきほひはなへだ妙なり天皇宣く朕つらゝ一案下るに是月朔日既戸の皇子誕生の形勢前代未聞のと共なり是この子の生ずる靈瑞にてこそ有べけれ急ぎこれを皇子に見せよと勅し玉ひけれベ侍者等瓢を携皇子の御殿にいたりその瓢を奉りければ誕生の後いまだ廿日にも及び玉わす極様の中にたはしければ

少婦母瓢の蔓をとつて少手のほどりにさし寄ける皇子臨處の其日より曾て左右の少手をひらき玉へす少父豊日尊を始め奉り心ならず坐せしに今日瓢を奉るにあよんて莞尔と笑を含み被襟の中より右の手を出し蔓を手に採んとしたまふに此時右の手自然とひらけ御手の中より瓢の種一粒落されけり傍の人々へこへろも如何と異ひに其まゝ瓢の蔓に手をかけて引寄ることくし玉へばさしも盡のとくある瓢の僅に嬰兒の力に引れ坐を離れ既よ瓢の頭のかた蔓の付たる所より蓋の如く或く杯のごとく破離靈なるかあ中よと一團の瓢舞ぬけ出たり群臣是を破て見るよ一の種の脱出たる蹟あり只今皇子の掌の中より出し給ひし仁をもつて其蹟へ納め見るに更に毫末の差とあく抜こう此瓢の仁ありと儼然たり既ふ右の御手は披さつれども猶左の御手はひらきたまわす群臣ますし奇なりとせり正く聖人降臨の奇瑞乾圖を握りて生るゝとかこれら之事をや言すらん「此瓢後の世までたり初笑の瓢とも又賢聖のひこととも稱し大和國法隆寺よつたへたり惜かのひさて現れたる處の人物ハ孔子榮啓斯鬼谷子蘇秦張良東圓公綺里季夏黃公角里先生等九人の圖なり」とへり

〔第二〕 蝦夷冠ニ東鄙ニ並魁帥校稽感恩歸款。任那再興太子議論並秦河勝之傳〕 同年夏にいたり皇子僅に四月にて能言人事を曉りたまふ群臣口嘗恐敬ふ翌一年癸巳のとし皇子二歳

にあらせ給ふ二月十五日(佛涅槃の日に)當て掌(あひ)を合て東に向ひ南無佛ととめ給まふ此を
き右の御手ひらきて舍利一粒掌心より出たり其大さ故粒の如し(今尚法隆寺に存て什寶といふ)
皇子五歳にあらせ給ふ時より文筆の書法を學ひ給ふに一たび筆を揮ひたまへば自然に筆法備り
又諸の博士ら經典をよみ習わせ奉るに一回教へましらせべ復どひ給ふことなく記憶したまひ解
も其義理をよく識りたまふ故に之を恐せと云者なし七歳にならせ給ふ時奏して曰く毎月六齋日
ハ諸天國の政事を檢察す乞願ふ天下をして殺生をあそとを停止せしめんと帝ようしく聞召し是
を制し給ふ天皇十年辛丑(かのう)のとし皇子十歳(かのう)あらせ給ふ聰明日々よ益し月にしたがひ一をもつて
方を悟りたまふしかるに春二月蝦夷の國人共反(かこ)既に東國の界所々の地を侵し劫め寇をなす事
甚し邊境の早馬數浪(さかう)を打て朝廷より注進せり

蝦夷の地は本朝陸奥國より東北の方にあたれる海中の島あり此國人鼻の下の鬚長く蝦(えび)といふ
魚の形に似たればとて(えみし)と言りし詞の助あり又蝦魚とも昔(ゑみ)といへり後世に
いたり(ゑび)と誤り稱るものと是によつて蝦夷國も昔(ゑみ)といひしが夫を後に(ゑ
びす)と唱へ又誤りて(ゑぞ)といへるあり諸國は皇國とへ海を隔て一隅の夷地にして其姓
はなれだ勇悍(ゆうかん)あり尤土地に五穀を生ずるとあく凡北方の寒國なり北へカイザカタ國に近く又、

カラフト(カラフト)とも通せりとそざる程に秋の半より冷氣づよく嚴寒にハ指を落せが如く故に五穀登
ず國人穴を穿つて其中に栖り(今ハひらひて家をつくりて住るあり)鳥獸魚龍の肉を食とし
島獸の毛を以て衣とせり(今はあつしといふ木の皮にてをりしわらき布を衣とし又諸國の古
着(も著す)親子兄弟を別たず交合(かう)し又諸の島獸をとるに弓を以て射とる(弓は竹をたへめて弦をはり竹けづり火りて鏃とし其鏃に(ふす)といふ毒薬をつけ射るとなり尤竹の鏃なれど
も毒薬甚しきにより熊(お)の如き猛獸も毒にあたりて忽ちたれざる(あしよ)然る
に上古より皇國に獻し十二代の聖上景行天皇の御宇に既に陸奥常陸の邊まで侵しおのれが
國に班たりしより皇子日本武尊(かみそめのすけ)に刺して吉備の武彦大伴武日連(かみひこ)と共に蝦夷を誅しその首將
たる島津神國津神といへる者を擒としたまいける夫より降参して皇國に伏せしかども猶時々
は蜂起し陸奥出羽に攻入邊界を侵せり

惣も蝦夷の逆亂注進によつて朝廷より群卿ことよく朝參わつて皆一統に奏し給ひけるハ蝦夷
むかしより稍もすれば王化に反り邊鄙の地を侵すと安がらず速に誅戮を加へられ然るべしと申
されしに廻戸の皇子耳をかたむけて聞しめされ天皇にひかひ奏し給ひけるハ小兒の身として國
の大事を議せんと恐ある邊似たりとひくとも若天兵を下され僅に千人二千人の首を斬その首た

るもの五十人七十人を召捕れ一端は降参いたすべけれども年を経ては又起ること有べしもし深く敵地に入て蝦夷の種類を盡さるゝときハ不仁あり兒か意をもつて思ふに如何にもして大毛人（大將をいふ）一兩人を召れ教諭を加へ重き盟を立させて後本國に放ちかへし重く祿を賜りなべ心に伏して永く背く事候ふまじ方一召れて参らざる時の誅を加へらるゝとも遅かるまじと奏し給ひしかば天皇甚歎感まし（頓て官兵を蝦夷へ下され大毛人綾糸を帝都に召れ詔を下して宣ひけるは往昔大足彦天皇（景行帝の御事）のとき爾が國すでよ王化に風へざりにより誅を加へたまひ殺すべきは殺し赦すべきは赦したまへり其時永く背き奉るまじきよし盟をあせしよ其後稍もすれば朝庭に背くにより今へ前例ふより首を刎らるべと有けれベ綾糸大に恐れ若命を助け放ち返し玉ひなを永く盟を立て背き奉らじと申により此旨許容ありける渠此時泊瀬の川の中流に於て水を浴ニ諸岳の方にむかひ口瞰き盟て曰く自今子々孫々にいたるまで若天皇に背奉ることあらバ天地の諸神もうどもに吾蝦夷の夷種を盡し玉へと頭をたゞき盟ける斯く綾糸に多くの祿を賜りて本国にかへしたまひ是より後は蝦夷永く背くとあかりしとなり誠に皇子の聖智すぐれさせ玉へるが故に官兵を動かし銃戦血を染るにあよばず僅に一旨の芳恩み伏して叛りぬ又十一歳にあらせたまふ年の二月平日皇子の御崩に侍る皇子等三十六人あり一日後國み於

被戦れ逃げ玉ひ試みに左の方に十二人を立右の方に十二人を立陣陳となし玉ひ都合廿四人の量手に汝等聲を齊しくも銘々に思ふ處を問へしと宣ひければ十四人一同此聲を長くし短かくして心々思々あるひは戦れ言あるは國家の政事又經典の中に有と共難問し奉るに詳かに聞しめ一分られ彼がいふ處は如是が問所ハ斯々と一々尋る所に對してたゞ玉ふとやらに毫末も誤なかりき皇子とも大に驚歎し家に歸りて其父母に語りければ敢て實をせず日々にさまゝの難問を作りて問しむるに緒をとつて分るが如く少しも滞るく條理明白たり諸人いよ／＼驚き誠に神に通じたる皇子があと世の人これより豊恵日（皇子とも又耳聰德皇子とも申せしとがや敏達天皇十一年癸卯）とあたり西蕃の諸國平かにたるより急を告る事もなかりけるしかるに先帝（欽明天皇（崩御の際のそみ當今聖王）敏達天皇に對し仰置れけるは夫任那國は往昔御間城入彦天皇（人皇十代崇神天皇の御事也）の御代より代々朝廷に仕へ忠を盡し一度も背くとあかりしを新羅の嗣を絶し今にそは百濟高麗み新羅の爲に勢を挫かれ新羅獨り威を振へり朕いかんともして新羅の切とりたる任那の地を取かへし任那王の子孫をもとめ其末を興さんと思ひしかども果さずあて身没こと今は一の恨あれ皇子天位を踐て後一たび任那を興し給へ努く還誠を忘れ給ふることなけれど直ひ終りて崩御をも給ひぬ當今幾祚はし々年々に此事を仰出されしかども何と

多く春秋うつり更りて既に十二年を至成にける今年春二月ある日諸王および群臣とあられ仰出されりる。朕不徳とはからず先帝の慈を以て寶位に昇り常に皇考の恩を報し奉らざるとおもふことを崩御にのそんで任刑の遺裔と興す。へしと懇に遣詔を蒙りながら誅討の弊を聞て今年に至よべり朕いかなる計略をもつて新羅をしし任那をたてんや卿等の思ふ所を盡して議論すべしと勅問ありとひへども諸王群臣といづれも口をうぐんす一言もあし此とを既戸皇子當年十二歳つねに帝の側にましくければ天皇皇子を顧たまひ汝幼稚なりとしことも才機凡夫みあらず此事いかゞ思ふやと宣ひしがハ皇子袖かき合せ、謹て奏したまひけるは臣幼年ある上に不敏あり如何も斯の如き御大事に預り申へざ然れども歎して思ふ所を奏せたらんは却て恐れあり先此一義を度んとの御事あらんには賢才良智の臣を召され其計略に従ひ玉ふころ宣しからん臣承る今百濟國の達卒日羅(達卒の官名位は二品にあたる日羅は名へ)といふ者あり才智諸人に勝れ兵を用るとぞ妙不測の業あり武勇も世に秀てたりと承れば此ものをあされ勅問ありて宜しからん此をさう臣が父の尊の高祖の天皇の在位に坐せし時常に御側に侍りし秦河勝といへる臣あり渠日離かこととよく知れり河勝を召れて其人と爲を聞し召さるべしと奏し玉ふこそ即ち河勝を朝廷に召れる也。

秦河勝は其父祖詳かならず欽明天皇三十二年壬午の歲秋七月八日丙子天皇の御夢に一人の神人ろの狀天子の體表あるが北面して天子を拜し我は是秦の政皇帝あり我常に大日本國をしたふ乞願くハ天皇の寶國に來り皇帝の臣とあり國家の爲に忠を盡せし我に一人の臣あり其名斯大臣と申す彼先達て此地に來り今天子の寵臣馬子の宿禰これありと申終るとひとしく御夢はさめたり翌朝に至りて博士を召れ秦の政皇帝其臣に斯大臣といふ者ありや詳かに考へよと勅命あり博士謹て奏しける。政皇帝と言は侍らず然れども素とあるうへて然考ふるに秦の始皇帝あるべし始皇帝の諱を政と申斯大臣の李斯といふ人あり此人榜書を作れり決もて是あるべと申すにそ天皇始て悟り給ひ甚だ怪しき事に思召けるとなり此日より大雨降もさること様を投るに異ならず七日の間少しあ止とあかりき是に依て洪水漲り出て八日に一と雨止けり此時泊瀬川を伏たゞしく水溢れ三諸の丘の麓大よ崩れ忽然として崩れたる地より一の大壁があれ出三輪の社の廣前にいたりて止りぬ村民等是を見附つゝ群集て見るに口あきを捨て逃ざりけりやがて大聽に達し速かに携來るべしと勅ありければ甕を階下に奉る天皇最前に靈告を取じ給ひてより既より九日にあたり有司又課せかの甕を破りて放題あるに一個

の男子あらわれ出たが其容端正にして固は素玉のごとく辯臣のへゝ怪ますといふとなし此天皇夢中の奇異を語らせ給ひ是彼政帝あらんとて養育を加へ給ひ則姓を秦と玉はり河よう出る理りを以て河勝と名附たまふ成長にしたがひ才智俊敏として世に勝れ誠に希代の智臣あり後に欽明天皇この河勝をもつて厩戸皇子の御父用明天皇に附させ給ひ爾後厩戸皇子に從ひ奉れりと云々

新撰姓氏錄より秦始皇帝三世にあたりて孝武王といふ人あり其子功滿王といふ者仲哀天皇の八年に我國の化をもたらひ来る此時功滿王と附従ひ来る民二十七縣の人其數はあへだ夥し是等の者金銀帛玉の類ひを献り皇國にとゞさり此靈臺を表ひ綱を織との速ある法を教ゆるにより仁德天皇の御宇にあたりて彼等を諸郡に分ち置給ひぬ然るに後綿綱の類を夥しく帝に献りしより綿綱へべ人の肌膚暖むるものあればさて其功を賞たまひ功滿王の裔に波多といふ姓を賜りぬ是によりて秦の字をもへだと訓りとかや秦氏太秦氏みな同姓にて河勝も其裔の如く聞ゆど云々

聖德太子は秦の河勝が怪生じて十一歳みなれる年誕生し玉ひ十二歳にわたせ玉ふとき河勝六廿二歳あり然るに太子河勝を深く昵せ玉び河勝最初に又太子の側を離奉らす其上太子

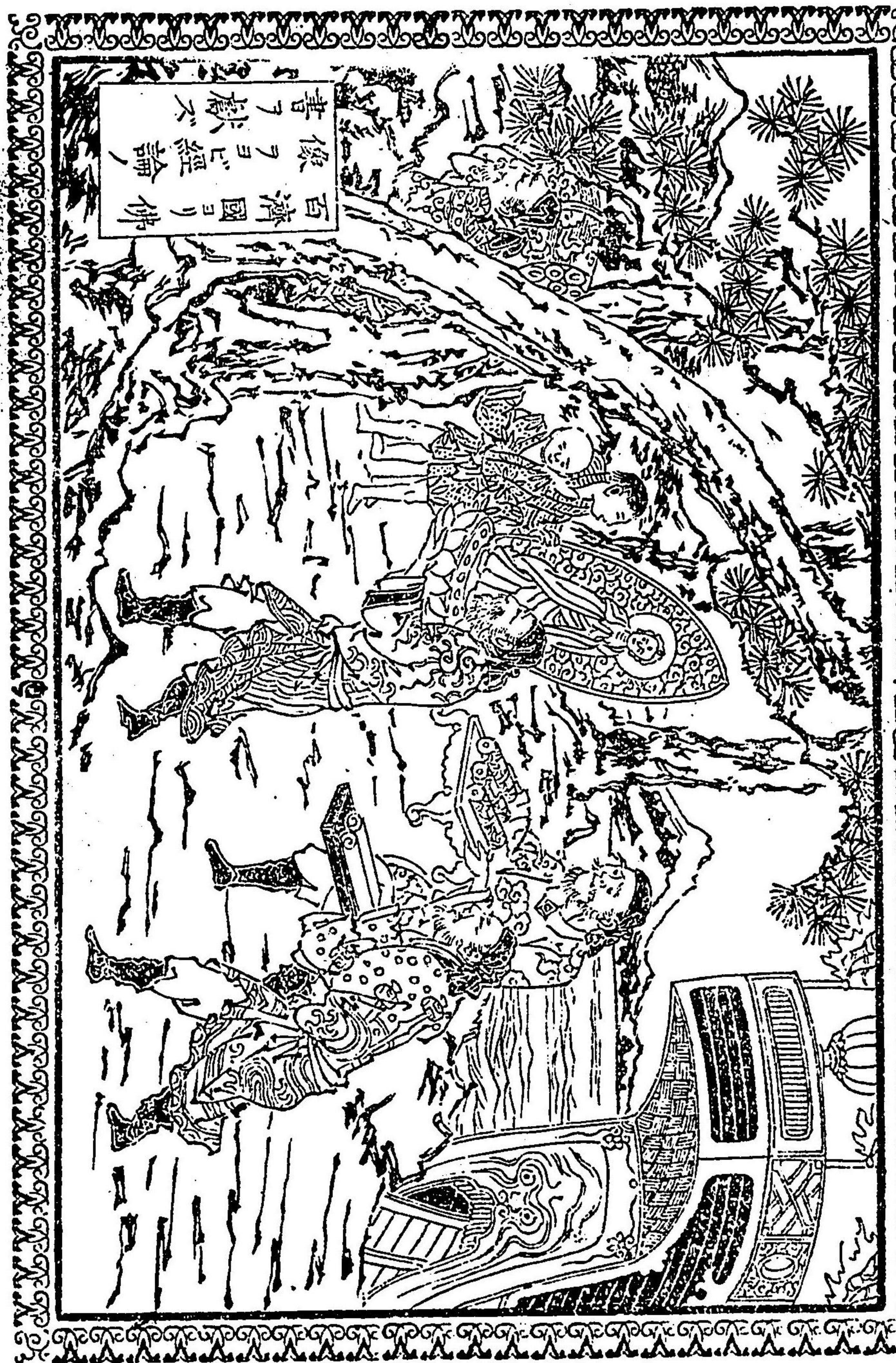
隆謡の時よのろみ譲岐國兄齋が家より獻りし靈妙の飄に秦の字忽然と現しも深所以ある事あるべし

一説に河勝大號の中より怪生せしこと恐くは偽説なり此より先秦漢よりひ三韓の人時々來朝して皇國にとゞまり住する事あり秦氏漢氏百濟氏等なり人王廿二代雄略天皇十五年秦の酒公に姓を賜つて字都麻佐といふ蓋秦の河勝も亦其秦氏の苗裔ならん乎河勝性質敏悟にして異域の舞樂を習得ろのうへ聖德太子に従つて和學を作る凡樂家者流河勝を祖とす又一書に河勝後終に自ら小船に乗て西海に泛び播磨の浦に著す其形相不生不死の如も里人以て奇怪とす遂み亦穗郡坂越に終る則ち神に祝ひ祠を立て之を祭る今大酒の神社と號す(或は大碎とす)云々後冷泉帝治曆四年正一位を授くとあり當社の縁起元天和二年吉田ト部兼連の筆と見へたり(入

皇三十代欽明天皇の御宇には都を大和國刺の宮に遷し給ひ三十二代敏達天皇御宇には同國譯語田幸玉宮又營余池邊雙槐の宮に遷し賜へりと

〔第二〕 河勝奏ニ日羅素姓並吉備羽島渡ニ百濟ニ日羅來朝謁ニ太子並太子親ニ日羅相ニ示ニ劍難たる程に河勝の召に隨ひ參内し謹て階下に平伏せり中臣勝海の太夫勅を奉り河勝は對ひ主上先帝の御遺諭より新羅誅伐の御氣色あり夫につき古韓國の日羅は才機軍略衆に超たる事とも歎

聞よ達し故往昔故あつて日羅が人を爲を相しるよも即今日勝を以て勝軍と拜せられ新羅誅伐を任せらるゝに於ては其功を顯そべりや否や詳かに奏聞せしと有ければ河勝碑下に畏り臣ひまだ幼稚の時百濟國の調使本國へ歸る砌護送使の人に隨ひ彼國の日本府に至り日羅に交ること一年ばかり日々に教を承才機人と爲を能存知候ふ元來此人ハ吉備津彦の命の男三井根子命の末葉にて代々肥後國より住し葦北の國造阿利斯登^{アリス}が子あり阿利斯登は小甘瀬稚小雀天皇（武烈天皇に傍事あり）の後代百濟國の宰として彼國に渡り彼土に於て官人の女を妻とし日羅を産り其後阿利斯登に任じて、本國に歸ると其妻日羅を與へ彼國に残し置本國に還り夫より日羅百濟に在て人と成晝夜書籍に眼をさらし普く天下の書と云ふの見ずといふ事なし故に國王の爲に抽んで用ひられ官達卒より任じ國の政事に預り候ふ智謀人に超力量あるのみか奇異甚だ多く第一渠が身より光を放ち熟睡する時ハ側より伺ひ見るに全く螢火の眼赫がとく人と面を見合すとき眼より金光あらんれ直ちに人の眼を刺か如く其余人の相を觀て吉凶福禍を告るに一して違ふことあし世に珍しき人物あり勅をあつて召れあは來朝すべし若新羅誅伐の儀を勅し玉は渠究めて思量あるべしと具に日羅が德を奏しけれハ物部守屋大連蘇我馬子大臣に仰て勅書を作らしめ御使として紀伊國造押勝吉備の海部直羽鷦兩人をそ下されける其後押勝羽島百濟より



り還天臣等彼國に至り勅旨を宣るとともに百濟王日羅が質あるをもつて若は朝廷に止て還し
王はさる事を察しけるにや臣等累りに論すとくとも固く辭し敢て承伏仕らずと奏しける天皇
じよく香しく思ひ召れ種々教智をめぐらされ重ねて羽島一人より仰せられ玉ひ汝難み彼士より渡り
向にもして日羅が家に訪ひ朕が質を慕ふの實を告げよ渠我國の恩を思はゝ忍て來らんも量かた
し何れ對面して其志しを伺ひ來れど密勅よしたがひ再び韓土に渡りける今般へ唯何とあく百濟
の日本府の内に逗留し或日しのびやかに日羅が家にいたり門に立裏のやうすを伺ふ所に一人の
韓婦ひそかに門の裏より出來韓語にて言けるを汝が根を我根の内へ入よと言て其儘走り入羽島
其意を悟り婦人の跡につきてぞ入にはる三韓語にて去來我あとに聞ひて入玉へと云を我根に
汝が根を入よといふと聞へたり實にあやしき語よこそ此時日羅は堂を下り羽島を迎再拜しある後
一面に座となせり日羅が聰明爰に於て儼然たり其身家の裏に在ながら羽島が勅使として門外み
來り不むと識り人を出して請ひ入如其懇懃に禮をあすと神又通ずと語つへし此時羽島天皇の密
勅を演説し懇々本國に求給ふ由を告けれど日羅再び日本の方よりひ恩を謝し臣が父固より天朝
のひと我幼稚にして父の爲異域に捨られ日々に本國を慕ひ何にもして骨を日本の地に葬れん
と希ふ暮年久し天皇臣を呑ればならぬ體を以て召るゝ時ハ幾回勅使を賜るとも百濟の群臣

敢て臣を奉らじ勢をもつて徵るゝとは速に承伏仕るべしと一々謀をしへければ羽島歎
びに堪す猶聞談時を移して歸りぬ是より羽島は日羅が教に隨ひ數日の後百濟王にまみえ臣已に
てお新羅王に亡るべきを天朝の威をもつて新羅を撫を餘昌王をして百濟の王統を續しむ今
其天恩を忘れ勅を背き日羅を渡さるゝこと何の道理ぞ若勅命に應ぜずんば築紫國の勢を以て立
所よ百濟に誅伐せらるべしと十分威儀を正しく申ければ元來百濟は柔弱ある國風ゆへ天皇の逆
鱗と聞より君臣恐怖して顏色をうしあひ俄に恩卒（恩卒ハ官名ニ百濟にては位ニ品とす日本紀
に名を記さず）（德爾は名なり官をしるされず）余奴（名ニ）哥奴智（上におなじ）參官（參官
は官名ニ名を記されず）（德卒次子）（德卒は官名ニ四品にあたる次子）（名ニ）哥奴智（上におなじ）參官
主夥（おおや）しこたし添頓て日羅をくり羽島を請て同船に乗せ皇國として奉船をぞ成しける斯て海
上數日を経て同年七月吉備の見じま（こまし）へは備前備中備後を一國とし吉備と稱す兒島は今
備前（おおひ）（あり）に著是より早馬を飛し奏しける朝廷大伴の繪手子連を見島に下され日羅を迎へて
難波の館に入給ひ又物部の目臣と物部賢子の連を難波の館に下され日羅および證送の人々に饗
宴を賜りぬ是彼輩海上遙ある地を凌き來りし勞を慰問給ふ者なり嗚呼學ぶべきは文字の道なら

すや人として腹に文字なきは譬へ米袋の如しといへるゝ是等のどといふなるべし日羅もと外國
の賤官ごとに皇國の人の子奴隸をもつて召さるゝ共可なるべきを如此重禮をもつて迎へたまふ
と實學内（そと）に備わり德外に溢るゝ故あらずや拟日羅難波の館に來り未朝廷に召給わす其故は此頃
新羅國より調貢の使來り都かありて歸らす天皇前に新羅の任那を亡ぼしたるとを深く憎ませ給
ひ恒に新羅を伐て任那の後を立んと思召るゝより自然日羅に召れしよし彼國の貢使に渡聞
る朝廷日羅を召るゝとは新羅誅伐の計策を回らされん爲あるべしあと遠慮をめくらす時は後の
患ありと敵慮かしこく渡らせ玉ひ日羅を密かに畔戸の桑市（推古天皇の紀に阿斗の河邊の
郡）とふに同じ大和國磯城の下郡陶刀村是ありに移るこれ新羅の使帝都を退くを待て朝廷
に迎られんとのことあり此とき厩戸の皇子日羅が難波の館より桑市に移り居るよ一聞せ玉ひ何
だもして見まほしく思しければ密かに近臣と俱に桑市ふ趣かせ給ふ折ふし日羅館外へ出て風
景を逍遙せり是を見んとて牧童の傍ひ夥しげ群り集り居たりける皇子ひそかに鹿布の單あ
るを召れて熊と御面を垢つぐ跡にやつし繩を以て帶とし馬飼の童と俱に立列坐します日羅は皇
子を見奉り急に左石の者をおしげけ忽ち御衣を取止め蹲踞して拜をあせば皇子の御供に侍る群
臣日羅が禮を一奉るを見立ひに相應み恐れ盡かす必ずふ事なし日羅の日君へ正しく天皇の

皇子にて坐すべし如何なる故ありて卑賤の牧童に群り給ふぞと父御手を取り館中へ請し奉り皇子も今御衣を更め日羅に對し宣ひけるは我は當全の御甥歟の皇子あり卿が才凡夫にあらざる由を傳へきく爰に來るを果して汝が凡眼よりあらざると驚くとのたまひしかば日羅又拜をあし是より皇子日羅と物語し玉ふと舊知識のどどく須臾ありて皇子日羅が面と屹度觀給ひ今卿が面相を見るに正しく人の爲に害せられ非命の死を免れざる色あり宜しく慎むべしと宣ふ日羅笑つて臣幼年より此相あると知れり更に死を顧みず吉凶禍福は天より受得たる所の數あり伯夷叔齊が如き賢人すら猶餓死せり況や其余某か屬の凡人何ぞ惜むに足らずとぞ答へける誠に皇子の明あると神よ通するか如く果して日羅奸人の刺を蒙り其年を越すして死もたらさ

〔第四〕 日羅密奏良策並德爾宗奴刺日羅　日羅怨靈覆恩卒參官等舶　新羅國の調貢使は程おく帝都と辭して遙きしかば稀て日羅を桑市より召れ玉座近く進ませ渠か容貌を啟覽ましますよ兩眼炬火を列たる如く耳は珠を垂たるに異あらず美しき鬱殿にいたり人物甚勇壯みて潛龍の雪中に伸るが如し此とぞ馬子宿禰すくねを以て政の大事を並む任那國を興し新羅と亡すくわ計策を勅聞せさせたまへは日羅合掌して奏しけるは陛下天下を平かにして皇統連綿のことをばかりたまは代々朝恩を蒙り仁智深さかに勅聞せさせ始へは又任那國を復し新羅を伏せしめ給

ハんとならば賢人を招か恩をふかくじ罰を着き民には食を足らし兵には恩澤をうきたまはす朝威抑かざるよ加わり民は調貢を過々士は死を願はず水火の中よスとも怯れず身に恩澤に死せんとを思はゞ皇國軍鼓の聲を聞こゑく誠に高榮ゆゑも知斯する二三年にして其後軍船糧船を作め筑紫及び諸國津々浦々に嚴重に備へ置て二韓を誅伐したまふゝ其勢ひを張玉は二二韓より渡り来るところの副貢使自然と之を見て禮れ候本國に歸り此ことを二韓王に告げも其時智は略氣變を察し勇は烈火の中にありと爲惑れず辨は人の心を動すべく良臣を撰ひ其人を以て一番に百濟國餘昌王を召さるべし若來らざる時は王子太佐皇子或へ高官の者を召れ來るとさへ禮を厚くし祿を董くし以來り王自ら朝參すると能われば王子親戚をもつて二年づゝ皇國に參朝し交ぶ算として來るべし嚴重に勅したまへ他も心を傾け從ひ奉らんと期ふときは高麗王にも論じて召さるべし高麗國も百濟國と晉しく柔弱の國風により遠に來るべし若來らざる時を王子大臣の中を召され百濟高麗志じを同ふして朝廷に伏する所では良將一人をえらび新羅國に遣はもたまひ速に任那の地を還し任那を立よと勅もたまへ新羅命に復し任那の地を朝廷へ還し奉らば其ども豫傑一人を擇ひ固く任那國を持たせ如既して彼國の先生の裔を立たまふとながれ臣聞任那王の裔今に亡びて一入も血脉あることなし然らば任那を持つ大將をも久しく彼國に置給わ

を僅々三年を限として別に忠義をひびなき良將一人を渠に代て遣し玉ひ是より代へ任那の代番を定め二年を一任とし又任那の番將に赴者には妻子を遣めさず自然彼國の女に嫁するものあらば嚴罪に處せらるべと旨法令を定め玉ひなべ任那の地は全く皇國の有あるべし俗又新羅王をも兩國の如く召よせられ來らざる時は是も王子倍臣の内を召をがれ後に比倍臣を質とすることを止ていかにも二國の太子たるべと者を招きたまひ二國交代して一王は國に置れ二王は皇國に止め玉ひ是等ハ三年父として交遇させ玉ひ元來百濟高麗のみな柔弱ある國風あるにより敢て敕を背くと傳るまじ新羅の人氣勇壯あるにより究めて一番に背くと候ふべし其時は兩國の兵よ我國の軍勢を合せて押渡され速に誅伐し玉ひたゞ百度千回降参を乞ふと赦も玉ふ事なく新羅王を誅し其後かの地を五ヶに分ち其二分を皇國の官家とし一分を百濟國へ賜り聖明王が時の忠誠に報ひ玉ひ一分ハ高麗國へ賜りて恩賞とも給ば永く惡心を生ずる事候ふまじ然らば後には百濟高麗兩國の王とも自ら朝參すべし時に十年対交々に朝參せしめ如此し給ヘト三韓の人は皇國の人どちが体色を重んじ愛を厚くするが故に此國の婦人を乞て妻とせんと請へし其時は願に任せ聽じ玉ひ自然皇國にて王子を生むあが夷也して歸るがて妻子を以て歸らしめ玉ふことある又両國王太子を立るとき男子幾個あるとあ皇國にて生ぜし者を世嗣とすべと勅し

玉はレ永く皇朝の娘とあり自ら國家の藩鎮であるても是兵を用ね玉はア太平久しき道理ありと富國長延の計策をぞ奏しける天皇敵感斜ならず多く祿を賜り日本より止め則ち群戸の桑市の館に遠でせ玉へぬ且又百濟より送來りし恩率參官其餘の官人にも各物賜り是ハ本國へ還るべとよし勅を蒙り官人等すてに帝都を辞し難波の館に退き日を定め發船せんとするに此時恩率參官織に德爾余奴等に囁きけるは吾徒兩人此地に來りし後日羅を織たる容子を伺ふに正しく新羅を詠伐し任那を興すべと計畧を求めたまはんためある由新羅の我國先王の讐歎ありしかば日本に力を合せ俱に恨を報すべけれども畢竟渠が計略に因とは三國とのつから勢を挫しかれ獨日本の威風を強し終には我國の大王も千里の波濤をしのび此土に朝參し奴僕の如く驅役わるゝと必定あり退きて事の意を顧るに日羅を其儘に捨置をされ決めて後の患ひあり卿等いかなるして此土に止まり國の爲一命を抛ち日羅を刺殺し候らへ我輩ハ其間筑紫の地に止り卿等の安否を窺ひ相待べし事おふせあは筑紫まで逃來り給へ一同は本國に歸へし又我々も諸どもに此謀略を成さんとおもへども平常日羅と親しからず万一千渠が爲に縫はれて却てとを仕損すまじきに非すかし各の心疑ひかゝ思ひ玉ふやと歎息ひじて尋るに德爾余奴等すこしも辭せず我々も此心あり國家の爲わづかの露命を捨ん事何ぞれしむに足ん足下等徒に日を費も我を待玉ふとおく遠

に本国に歸り玉面を離間とも幸ひ日羅と昵じけれど成教宗の中にありと猶計容を示し合せ恩率參官に別離をつけ再び桑市の館に歸りける斯て德爾余奴の両人の大和に歸り日羅が前に出懸々と涙を流る我々兩人帝都を辭し難波より發船せんと仕りしがども一にへ此國の天皇の御を慕ひ二にと數月船中に於て先生の教と蒙し事とも思ひ取て捨るに忍びず立躊躇侍りぬ顧くハ先生序をもつて朝廷へ奏し我輩永く朝廷の臣をあして止め玉はレ其恩廣大あらんと質しやかに掛くにそ流石よ博物の君子といへども人心の奸計を察するとあたわす悦んで兩人をとゞめ我宣もく朝廷へ奏し人々を薦め舉べしと終是館中記とらめるごろ適情ければ是より晝夜こゝろをつくし宜き時を得ば刺殺さんと計といへども元來日羅り才機孫與に彷彿たるのみよあらず勇力人に勝れなれば容易は事計りがたく左や右猶豫す内暎日と遇今日とされて徒に同年十二月にありにけり此とを日羅は常に海濱の眺望を愛し難波の本郡の風景の地に止みなきとを奏しければ天皇渠か望に任せ難波の館の側に住べと旨勅し玉を爛月難波に移りもかば徳爾余奴も俱に難波にしたがひ來り夜毎に日羅を附ねらひ衣服の裏化劍をかまし持て深更ふおよふを待て己が臥所を忍び出籠所ちかく伺ひより殺害さんと計ひむる然るに日羅は熟睡するよ從ひ身の内より光出現し寢室煙火を列だる如く流石に大膽不敵の徳爾余奴等も是に恐れて近づくと能わず誠に古

今未嘗有の人物ありされども兩人無を廻まし尺寸の間若然ある余念を忘れ候ひかるが十二月晦日の夜例の如く更るを待て日羅が選所へねらひ客戸の隙間より隙を見るに天運の縮る時節にや今夜にかぎり身の光少しる母れす堵はいまだ懸睡せざるや否や猶を戸外より身をすりよせ耳をうばたて能さくに日羅が鼻雷車を引がてとも兩人ひとしく衣裏の短剣を拔仕な一今夜皇天百濟の運を守り玉ふか又は我への誠忠を愚み給ふ時あるかを此時を失ひあはば每時か本意を遂べさせし所へ苗ひ入徳爾剣を下して日羅が胸の上より一突に突貫くとしも二轉無双の豪傑も刺客の手を免るゝ事がなく聲をも立ず死してゆることを惜し此事をちに知者あく猶に口が房よかへり短剣を懸し知らぬ顔して居たりける夜明て後日羅が從臣控所に入て見るより大に周章し四方の人を駆聚め衆人上を下へとかく皆々群り奉つて骸を見るに氣息すてに絶え身肺石鐵よりも冷かあり諸人口々に言けるは是他所より忍入て害したるには非を恐くは邸中に在て日羅に恨有もの所爲あらんとくに近臣の云く否るにあらじ今此所は館に隣れり彼館中には新羅國の人連留して多くあり疑ふらば是が所爲あらんと其詞未だ終らざるに日羅忽然と蘇り全く新羅の所爲あらず我部下にある徳爾余奴等が手よ死せり我父恩率二官を殺すべしと言畢りて息絶たか近臣等急に徳爾余奴を搜そに早此所を略先たり先早馬を以て帝都に急を告ければ天皇日羅が

犠死を憐み玉ひ四方へ早使を遣し德爾余奴を求め玉ふ所に既に兩人は播磨國鹿子の湊まで逃夷たるを携にして朝廷へ奉りぬ有司の人々徳爾余奴を拷問あるに日羅を殺せし事をも悉く白狀に及びしかば頃て兩人を獄屋に入日羅が一族肥後國葦北の國造に賜り彼が爲に仇を報ふべき由勘し給ふ眷屬悦ぶと限りあく姫嶋の地に於て徳爾余奴を殺て日羅が恨をそらしける此とを恩卒參官は筑紫の地にとやまより兩人の安否を伺ふ處と兩人既に捕れたりと聞船を出して通歸らんと對馬の海上を過るとき俄に逆浪天よ漲り満天漆を流が如く須臾の間よ四方闇夜となり潮煙たつて船の邊尺寸の間も見分がたく船中大に狼狽さわぎ帆を下し楫を直さんとすれば叶わず父黒雲鑑鏡として雲中に日羅の姿有が如く船中ますく漁水主楫取に至迄魂魄身に添はず船純を解たる繩の如じ風彌烈しく船忽ち感の上に乘あげ微塵に碎けて恩幸參官みあ海底に溺れたりたまく端船ふのりて地方に通たる者後此とを語りしかば是を聞人每み日羅が怨鬼の嚴重あるを感歎せり斯有し程に廻戸の皇子は日羅か死を恤み給ひ骸を攝州小郡西畔丘の前に葬りたまふ誠に皇子の神に通じ給ふと今年僅十二歳にてましーあがら日羅に對面し給ふ時早くも此難遁まじきことを知し召されし事とも更に凡夫の論すべき所にわらず感すべし尊ふべし

〔第五〕用明天皇即三寶位並勅召沙門國 佛法渡本朝來歷並佛法興發歷代 敏達天皇

十四年乙巳の年天皇御異例にまし一日にまし彌重らせ給ひ終に秋八月十五日があたり大殿に崩御なしける皇后皇子は史も異あり群臣の歎き一かたならずされども北俱盧州の千歳あるを終え滅盡の時あり南浮提不定の人壽王者としくとも通れ玉へねぞ是悲あければ斯て玉體を廣瀬に積し奉り物部弓削守屋の大連蘇我宿禰馬子大臣あらびに群卿皇太子橘豐日等（聖德太子の御父）を以て天皇の寶位に即奉る人皇卅二代の聖主是あり即位ましにて後都を大和國磐余の地に遷させ給ひ是を池邊双櫻宮と稱し奉り蘇我宿禰馬子を以て舊のことく大臣とし物部の守屋を以て大連とし其外群臣の官職故のことじ猪も廻戸の天皇御年漸に長しだせ給ひ用明天元丙午にハ十五歳に成らせ給ひ天皇躰祚の後の上宮にまし一万樁の事を補け給ふ是によりて上宮皇子とも稱したてまつる用明天皇二年丁未のとし四月二日天皇磐余河上の宮において大禮の式行わせ給ふところに御意地常あらず玉體忽ち御惱を得させ給ひ群臣大に驚き急にひて大禮の式行わせ奉りさせし勞奉れとも彌重らせ玉へば廻戸の皇子は晝夜玉牀の側を去給ひ宮中へ還幸なさせ奉りさせし勞奉れとも彌重らせ玉へば廻戸の皇子は晝夜玉牀の側を去給ひす主上一たび供御召上る時は皇子も共に食あ玉ひ一日供御召上られる時は與に被召上ざりしとこ偽此時いまだ皇太子を定玉はア天皇原來万民の爲廻戸皇子を以て皇太子に成玉はんと思しめせども固く辭して受るせ給はざるより先帝敏達天皇の皇子許多まし第一を押坂彦人

大兄皇子第二は難波の皇子次春日の皇子大派の皇子竹田皇子尾張皇子あり是によつて第一御坂彦人大凡皇子を以て皇太子と成玉ひぬ或曰天皇群爵より勅し給ひける社朕平日三寶を婦依せり今三寶に祈り疾平愈せば年三寶を尊信すべし若又愈すして死もたらんには後世の冥福を蒙らんのみされ道徳勝れたる僧を賞し來るべもと此時弓削大連守屋中臣勝海ひとしく進み出で奏して云く我國の神國あり天皇曾て我國の神祇を研玉はす何ぞ外國の邪法を信し佛を拜も主ふや國津神への恐れありと數々止め奉るども天皇敢て守屋勝海が奏を容玉わす此をさ抑坂彦人の皇太子これを奉り豊國法師といへ道徳殊勝の出家を請し玉體に近づけ新らせ玉は守屋勝海の兩臣は心の中に甚だ憤り豊國法師を白眼つけ滿面に怒の色を顯わし座を蹴立て立かへり是より守屋は當今（用明帝）の御弟皇子穴穂部の皇子を以て天下の主となし奉んと計らける此穴穂部皇子と申奉る御母は蘇我稻目（アシカミタマメ）の愛小姉の君とて用明帝の御母堅媛の御妹なり（姉妹ともに飲明天皇の妃とあり御媛媛からず御姉堅媛には七男六女を生たまひ御妹小姉君には四男一女を産玉と則用明天皇と穴穂部皇子とは異胞の御兄弟あり）又穴穂部皇子の娘の父君ふ宅部皇子と申をも守屋がたうひければ一躍たる及ばず同意したまひける此皇子は先を晉元代宣化天皇の季の皇子あり

穴穂部皇子も其生質殊曲みて禮よ抱わらき人の禮を用ひ玉にさるのみが色より悟修究久なく既に敏達天皇當今を皇太子とし崩御の御兄皇子の寶位に即せ玉ふを恨みいかよもして當今を退け奉り皇位を奪ふと計玉ひて凡行狀善からず不義の事とも多くおわしましけるぞ御情き

抑能法本朝に渡る始は人王三十代欽峻天皇（大和國磯城島金刺の宮に在す）即位十三年壬申年冬十月にあたりて百濟國聖明王の方より西都姫氏達率怒咧斯致契（一人の名ニ西都とい其司どる處ニ姫氏は姫達率官名怒咧斯致は名契の其尊み稱る字）といふ者を使として始めて釋迎佛の紫鋼の像一軀と幡蓋あらびに佛經向く論著數百千悉を持せ朝廷に獻じ別に表を舉る其文に云是法於諸法中最爲三殊勝一難解難入雖三周公孔子一向不能知此法能生無量無邊之福德果報所願依情無所乏缺且大遠自天竺爰治二韓依教奉持無不三尊敬由是謹奉傳帝國云々天皇原參万民を惠みたまひて又諸法を尊み玉ふか故に寂盧歡喜斜あらず然れども自ら善惡を決したまふ事あたはす群臣に座間のうへ是を天下よ弘べとして悉々く朝廷に之を納めらる是佛法皇國に入の釋迦及び斯て天皇乎日群臣を召れ今度百濟國より佛教を送候彼佛像を見るに葛端嚴也これを拜夫べき否や此を一就はまだ一言を答へざるに蘇我大

臣稻目すきみ出で漢士へ大國をひひ殊に周公曰孔子ある續て世に出人心も諸國に勝れて聴く
 容易他國の法を信すべき國にあらず今聞漢士佛法を信するとかや其外西蕃の諸國何も禮を恭
 もうして拜する由されば大日本のみ獨拜したまはざるの理あらんや陛下宜しくこれを拜し
 たまくと奏す此時物部大連尾與中臣連 鎌子齊しく進み出て奏しけるは我國の天照皇太神の
 御苗裔日嗣の帝位に座す時は唯諸の神祇を拜し百八十の神を以て春夏秋冬の神事怠りたま
 ざるど國家の先例あり佛とらへとも蕃國の神あり是を拜したまわば恐らくて皇國の諸神祇怒
 りをあら給ひしがある凶穢あらんと量がたし決して拜したまふことあかれと詔を勵し諫奏すし
 かれども稻目宿禰等は只管拜し玉へと薦め奉りて止ず天皇はらく寂盧をめくらしたまひて
 仰じだされければ大臣は拜せよと云大連は拜するとあがれど何も國家の爲ありしかば先群
 輿の中情の願ありて佛を拜せんと思ふ者あらは朕に代りて拜せよ此時稻目宿禰すゝんで又奏
 しける臣試みに佛を拜し申べしと天皇すあはち大臣の請にまかせて佛像を預けたまへば稻目
 へ大に喜びてこれを受朝廷を辞して即ちに己か小翌田の家を淨めて安置し又別莊の向原の宅
 を伽藍とも是を向原寺といふ本朝寺院の權輿ありこれより稻目は自ら出家の業を修しける然
 るに其後疫癘大に流行し家毎に病臥人民死するど懸しく治療を施すとくども治する者稻

あり物部大連中臣連大きに驚き扱こそ先に我輩頻に佛法を國家に入給ふとなかれと諫奏し
 奉りしに今上かつて聞召入られず蘇我の稻目が家を帝とあし斯る外國の神を祭るがゆゑに我
 國の諸神祇崇りをなし給ふと覺ぬたり遂に奏聞をとげ此弊を避けずば有べからずと兩卿ひ
 としく朝に出て奏しけるは先に臣等が申所を納給へず佛法を退け給わざるが故に今果して人
 民の害にあよび候ふ速に佛像經卷を焼すてられ諸神祇を和め給ひ後福を祈り給ふに如じと
 頗りに奏して止ざるにより天皇有司に勅し給ひ佛像を高市郡飛鳥川の西なる難波の堀江に棄
 れ忽ち稻目宿禰が家宅今にては伽藍に取立たりしを火を放つて一時の煙に燒すてさせ玉ひけ
 る程に佛法を修する者内々心を苦しめ再佛法の起るべ事とを佛隨に祈り願ひける然るに
 國津神の荒すさびる時の勢あり佛法我國よ弘まるべき時運到來にや此に一の不思議あり翌
 十四年五月河内國より奏しけるは河内國泉郡茅渟の海上に夜あく梵音の聲あり其聲あだ
 かも雷のことし其所を見候へば光星の曜くに異らず明あると晝の如くに候ふと訴ゆるに群
 臣をのぐ奇異の譲をあし天皇すなはち溝邊の直を召れ急ぎのよし見届来るべしと勅を蒙
 す直茅沼浦であるむさ夜も乗じて澳の方を眺望するに果して海上赫々としてさながら晝の如
 く光彩のおこる所全雷遙の森くに異ならず溝邊の直其夜の明る量持かね船をうかぐ光のあり

し邊りに到りみるふ樟の古木忽然として海上に漂蕪々々哉許の難船を累ねたりと見ゆれども海中に有て枯れぬれず尋常の類ひとは見えざりき直す安はう是を取天皇に奉る其夜より曾て海上梵音の響くやみけり此稻日宿禰を始として佛業に心を傾し群臣評定しつ誠よ殊勝の靈木あり光を放つのみか梵音の響を具たるヒトヘに佛天の加護延ひあし何とぞ佛法を再び弘めさせたまへ也歎き訴けるにより天皇も原來御心の中にハシのびて佛德を尊信せさせ玉々其願に任せ此楠木を以て工み命し佛像二軀を造らしめ且是より百濟國へ勅きて佛經を講むる博識の沙門を渡しべしと有しにより年々博識の名僧を選て奉りける斯て年往月去て天皇の三十年己丑のどし三月蘇我大臣稻日薨す同三十一年辛卯とし夏四月天皇御達例にまじ次程多く崩御あらせ玉ひければ諸卿評議あつて皇太子譯田淳中倉太珠敷尊を以て帝位に即せ奉る人皇卅一代敏達天皇これあり物部尾興の子守屋をもつて大連とし蘇我稻日が子馬子を以て大臣とすし給ひ物部蘇我両家朝廷に並たち萬機の政事を預り天下昇平あり即ち先帝の都大和國磯城島金刺の宮および譯語田幸玉宮又は磐余池邊雙觀宮等に在せり同天皇六年百濟國より佛經禪律佛工寺匠等を献ず同八年新羅國釋伽像を貢る同十三年秋九月百濟國より鹿深の臣とす人稱勒菩薩の石像一軀を朝廷へ献り靈驗明著きよしを奏しける蘇我馬子の父稻日

地ひとしへ佛法を尊信しければ主上石像を馬子宿禰に玉へりぬ馬子大に歡び即ち我館の側佛殿を經營かの石佛を安置し香華給仕する人を選ひ住持せしめんと高麗の僧慧便といふ者播磨の國に有りしを迎へて護しめ且渠人司馬達等が女善信尼を以て齋會を設く此時司馬達等が食する齊の飯の中より忽然として舍利一枚を得たり光赫灼として尋常の物にあらず頭で馬子に獻す馬子慧便に見せしむ慧便之を見て三度禮拜して申しけるは是佛舍利ありとて舍利の功德を詳かに語るふ馬子は信心肝に徹し舍利を金函におさめ朝廷に奉り慧便が語りし舍利の功徳を奏す天皇はじめ郡卿のゝ奇異の思ひをもし彼舍利を朝廷に止めらるべきに定りけり然るに物部の守屋へ始めより佛法我朝にわたり海内よ弘ることを憤り蘇我の馬子は佛德を尊どみ互に心よ快からず其上和漢ともに兩雄同む朝廷に並び立ざるあらひ爾のみあらず守屋大連は其爲人豪驕にして人を見る事塵芥の如く如何よもして馬子宿禰の非を見いたじ其職を逐退そけんと思ひける馬子も其心姦悪くして且聰明なる上に一族蕃茂官職へ守屋の不に有としとども威勢い守屋が上に出たり故に双方よき便もあらば其威を傾ふと害心をたゞじたまけんる程に今佛舍利を朝廷に止め玉ふに定りしかば守屋の大連中臣勝海ひとと進出で是をかへく數語をつくして諫奏するにより終に馬子宿禰と義論に及び其善惡を

試ん爲舍利を以て鐵質にをき有司に仰せて鐵鉢を以て之を打じむ然るに搗鐵質へ陥むといふ
とも舍利へ更に壊す又水に投すれども沈まず天皇甚だ怪しみ給ひ宮中に止んとおぼしめすと
いへども守屋勝海等が心庭を顧みさせ給ひ舍利をば馬子の宿禰に還し賜り朝廷を退けらる馬
子は舍利の奇瑞を尊み彌佛乘に歸依し高市郡大野丘の北より塔を建立し舍利を塔の柱心に安置
し天皇の十四年二月十五日塔成就し大會を催し歡ぶこと限なし然るに此時天下大に疫癘行わ
れ家ごとに悉く病ふし民死すること數をしらぞ物部守屋大連中臣勝海等參内して委毛け
るゝ先帝等が諫奏を用ひ給はず稻目父子が奏志奉る旨を信じ異國の邪法を容させたまひ尙當
聖代にいたりても是を捨させ給はず故に疫癘民間に流行し庶民十に八九は死し國中の人種
既よ絶あんとすひとへに蘇我の大臣の佛法を興し行ふるによれり其上石川の宅の東に寺を草
創し多くの僧を集め三人の尼僧を此所に住持せしめ僧尼一緒に有て猥に姦淫するよしうけ給
る速に僧徒を追拂ひ三人の尼をとらへ佛殿を焼捨られなば聰明納受あつて疫癘止こと疑あし
て奏するにぞ折ふる馬子の宿禰朝廷に無りしかば守屋勝海に阿リ誣ふ徒人々の言ふつき異口
同音に此事を奏しければ天皇守屋か奏にまかせ寺館を破却すべしと詔下りし程に今日守屋
時刻を移さず諸有司および軍吏の徒を引卒し先石川の宅の東ある彌勒の佛殿に赴し寄せ其身

は寺中より胡床を並させ其上に踞坐軍吏に指揮じて炬火を振立させ佛殿佛像ことへく燒立し
む惜むべじ美麗をつくせし高櫻大廈忽ち一圓の炎を變じ猛火は東西に充満て乱火の下より逃
出る僧尼烟にむせび手足を焦し漸逃出るを軍卒三尼を捕にし夫より直ちに大野の丘にいたり
斧を揚て佛塔を斫倒し爰にも火を放ける斯て三尼は海石榴市の亭に牢を造りて入置佛像經卷
燒残したる物をべ悉く難波堀江より捨じめる蘇我の馬子は愁傷やまア遂に病を發す主上病を
問せ玉ふに馬子歎奏して曰く臣が病頗るれども三寶の力ふあらずんば平愈れるひもよらず
と帝これを憐みしからひ汝ひとり佛法を行ふべしとこれを許され猶三尼の行狀正きと明白
なりし程に馬子に還し玉りける馬子は再び蘇生の適地し稍て又進功を起し美麗の佛刹を經營
げる時に今年天皇御異例に渡らせ玉ひ終に秋八月崩御まし（用明天皇寶位に即せ玉ひける
に則位二年丁未の歲に至りて御不豫にわたらせ給ふにより群臣にのたましく朕佛法に歸む
て三寶を祈らんと欲すと此時守屋及中臣勝海等曰向ぞ國津神を背きて外國の神を敬んや馬子
曰唯詔に任すべしとて豊國法師を宮中に入所せしむ是より彌馬子守屋遺恨を含み終に大
亂におよぶ用明天皇は僅に在位二年にもて崩御在しける

〔第六〕 物部守屋企ニ叛逆 並主上崩御 僕も物部弓削守屋大連中臣勝海等ハ天皇の佛法歸依

を憤り豊國法師が參内の時より暫朝參と息居たりしが諸卿疑をたことと慮り人列々に參内し群臣とひどって列座せり實や懶たるより聞わるゝあしと既に守屋大連中臣勝海此程より穴穂部皇子を以て天下の主となし奉らんとする計謀いつしか群卿の耳に漏さこむけるに人々所々に頭をかき合せ斯て此よゝに打捨とぞあべ世へ大亂の端となりなん哀守屋が今日朝廷を退く處を路次におひて討取へしと豫計議を決守屋の坂へ路頭に伏兵を置んと喧きける人々守屋に一味同意の人々には押坂部史毛原八坂大市連小坂漆部連等あり晝夜頭を交へ奸計をこらし尙にもして刺客を用ひ織に皇太子（押坂彦人大兄皇子）を刺殺し奉んど工ける時に押坂部毛原は群卿ひそかに守屋を討取んと計る催しと採り聞より守屋が耳元にさし寄云々の企を以て公を討取んと計る由承り候ふ赤だ路次をだし塞がざる前に疾府中に退き兵を催し豫め防禦の用意あし玉へ某も追付参へしと云々守屋さては密計漏たりと覺ゆじからば暫時も猶豫もがたしと勝海に叫き兩人一同に朝廷を下り河内國瀧川郡阿手の別業に引退き俄に人數を催しける元來守屋が重恩ぬ浴する徒府中に充満し其上所領の地隣大にして家人許多持たれば朝廷諸衛の兵などを恐るゝに足らず待かげたり中臣勝海も己が家に植籠り時に臨んで守屋を後楯とし一戰に及ぶんと同じく勢をば躊躇する帝に御不豫に渡らせ玉へ此と自然敵聞に達じあは御脇のうへよ

御心を痛めさせ玉ゑければれとて有司の人を宮人を取らずめ敵て騒動のよしを奏し奉らずして有司諸官をのゝ朝廷を辞してあるべの兵衛武將甲冑を鎗ひ弓矢を挿み大兄の皇太子の宮中に馳聚り馬子守屋の不和より起り私に打果さん候と申も有守屋勝海の兩人皇太子を立替ん爲の反逆ありとも云ひ途巷の浮説區にて都の騒動あたかも駄の沸がごとし蘇我馬子に隨心の徒ひ蘇我の館に寄集り甚嚴に擰けるゝ古今未嘗有の大變なり此時中臣の勝海が家には暮々しき勢も來らず事成かたく覺束あるを察し皇太子の宮中に參りて降参しけるより稍て罪科を宥め玉ふ然れども是全く本心にあらざる事を察し皇太子の御内に舍人迹見の赤撃といふ者勝海が遠を追かけ唯一太刀に伐殺せり守屋は勝海が討れし由を傳へきゝ斯ては大望成がたしと思慮をめぐらし馬子宿禰と詐り和議をなす馬子詐あるを知るどいとも是を承伏して即日和睦を謂へり此に於て都の内漸く静り諸軍甲冑を解て諸方へ離散あし穴穂部の皇子守屋大連と共に參内ありしにまゝ上下安堵の思ひをなしけり然るに天皇御惣日々重せ給ひ同月九日崩御まし—是より群臣日を撰び太子を帝位即奉らんとする時皇太子次の御異例にわたらせ給ひ同五月に薨じ玉ひて百官有司安き心あく繼體の君を定め奉るまで先敎達天皇の皇后にて禮らせ玉ふ豐御食炊屋姫尊を以て主上とす皇后みづから天下の大政を聞も召ねけるよ四月より六月まで後位空しく定まら

守諸卿詮體多岐にわがれて更に一決せざりけり時は穴穂部の皇子ハ守屋としめし合せ馬子を亡
も炊屋姫の尊を押こめ帝位に上らんと大概手配を定め給ふ此こと馬子の宿禰の方へ漏聞たれ
ば馬子直ちに參内し皇子守屋が討略を一々炊屋姫に奏じ其波諸卿の兵五百余人を遣し皇子をは
止め御内の一族悉く追伐し畢ぬ

〔第七〕守屋與官軍戰^ニ遊河^一并守屋大連滅亡^ニ守屋の大連穴穂部の皇子の亡^ニ玉ひし由を聞て
ては大事露顯せり今^ハ罪名遁るゝ道なしされども天下の豪傑たる者自ら倒るゝを待んや大軍を
引うけ花々しく戦ひて討死せんと兩手の別業をそしめ家々ふ火を放ち一爐^ニ燒たて子弟郎等數
千人引卒し河内國瀧川の別業に立^ニ越四面に城石櫓を擡^ニ上敷地の内に高^ニ數十丈の櫓^ニ大樹あ
り一木をもつて敷地を覆^ニへり其枝を小櫓とあし高^ニ櫓を造り要害堅固に櫓籠り諸方の逆賊を招
き募りしかば兎賊とも追々馳加わり押坂部の史毛原八坂大市連小坂漆部連を始として從類眷属
あるいは國々の無賴凡^ニ三萬餘人野にみち山にあふれ矢をはき櫓を造り合戰の用意専らあり蘇我
大臣^ハそぞ炊屋姫の皇后^ハ奏しけるによ^リ皇后諸國の官軍をめられ守屋誅伐の建議を遂らるべ
もとて諸皇子諸卿を召集め玉^ハ此時廄戸皇子幸六歳^ハあらせ玉^ハふ諸皇子と共に軍議あると旨語
爾^ハ明白^ニして道理^ニ的^ニ的^ニを以て一^ハ次も同七月朔日官軍瀧川^ヘそ^レども向らる^ハ皇族^ハ泊瀬郡の

皇子(欽明天帝の皇子あり)竹田皇子難波皇子春日皇子(欽明天帝の皇子あり)廄戸の皇子群臣^ハ又^ハ我
馬子の大臣紀臣麿宿禰丘發^ハ比羅夫膳臣翼^ハ超夫^ハ蘇木臣鳥那羅^ハを始め諸卿禁軍國々の軍勢
都合一万余人なり就中沙瀬部皇子ハ年齢長^ハ也縉^ハべ^ハ諸軍の指揮を司りたまひ首先に備^ニ大
和國池邊^ハ櫻宮を置向し同日河内國瀧川の城^ヘそ^レども守られひ^ハ此^ニと^レ守屋の大連^ハ賊群^ハをあつめ
堅固に城を修^ニて官軍既^ニよ押^ヨよする^ハと聞より路^ニ次^ニの半途に伏勢を置て押^ヨよせ來る諸軍の半を不
意^ニ起つて討^ハやぶる程に官軍^ハたるひもよらず^ハ隊伍みだねを色めき立散々に敗北す廄戸の皇子
も大に勇戦し給ふ^ハと^レども守屋^ハ大軍に敵^シかたく終^ニもの原^ハと^レ所まで敗走し此^ニ屯^シ
一夜をわかし再^ニ戰^ハをなさんと譲^セせられ翌七月一日敗軍を集めて瀧川に押^ヨよせ數^ハ回攻戰^ニ
く必ず悉く敗^ハじて一度も勝利を得ざりしが^ハ廄戸の皇子軍威をめぐらし秦河勝^ハ遠見赤拂(當時
廄戸皇子^ハ仕^シ)を始として僅^ニ二百余人の勢を引卒^シし所詮人力^ニの戰にては勝利有^ベしとも思ひ
ず偏^ニ佛天の擁護をかりて戰^ハには如じと折^シし御陣の側^ニに白櫻^ハの木有けるを伐採^シ給ひ自ら
四天王の像を作り頂髪の中に結び入^シ又諸軍にも四天王の像を書^シたる絹を甲冑に結つけさせ會
て諸王子達^ニも告^シ知らせ給はす夜の更^ニを待て陣中を忍^ヒひて同二日曉^ハ黎^ハ瀧川の城^ハ押^ヨよせ些^ニ稽
豫^ハあらば^シくる同音^ニ鬨^ハの聲^ハあげられける賊軍^ハ兩日の戰ひを勝利^ニ得て官軍^ハ恐るゝに足ら

おど心懶りて息をなし何の思慮あく臥たる處よ朝霧深き其下より旌旗空に翻り舞々と攻附
 たりしが俄の寄手に城中もどうぞ周章大かあらず尤其勢僅二百余人にして城中の勢にくらぶ
 れへ九牛が一毛もいへども官軍には神明佛壇の擁護や加りけん以外の大軍と見あし城のほど
 りへ寄附じと面々物の具をも着ず大裸よ成て櫓にのほり散々に矢を放ち多くのあだ矢を射捨てた
 れば矢種太半射盡したり跡に残りし官軍の陣には廐戸皇子僅の勢にて澁川へ向わせ給ひしと曉
 に聞え諸皇子始馬子も以の外驚嘆し何かは以て溜るべき皇子の御身危しとて我先に出陣し思く
 え駆付馬烟天をくらまし東西五六里が間塵土虚空にたあびき夥しなと云う守屋が城中より
 是を見て今日都より後詰の大軍向ひ凡十四五方騎も押寄たるやうふたもひ戦はざる先に義精お
 ち唯あされたる斗へ此時守屋が憑み切たる押坂部毛原八坂大市連小坂漆部の連忽ち西の門を開
 遠出せば賊群何とろく騒ぎたち我一にと逃出し翻しがたく見ぬにけり是正しく朝廷へ背きたる
 天誅且は四天王擁護し給ふと覺ぬて憑したる守屋は屢々高櫓に上り大音上げて味方を囲まし下知
 あすに廐戸皇子先陣に進み諸天大神祇をまおり得せしめ玉は四天王神の爲に寺塔を造立すべ
 しと心念に祈誓し給ひ遠見赤橋に不知し玉は赤橋の印をとり天神地祇を念るつゝ能引て兵を
 へあつ其矢遙に遠じといへども長鳴羽響して大蓮が胸いたを射つらぬと矢尻しらへと脊骨の



方抜出たり何かへ以て堪るべも直逆に隨て死てげり秦河勝是を見て門を破りて城中にかけ入所々に火をかけたり賊軍守屋が討れたるよ肝を消し我一にと逃出し踏ころたる者數をしらず城中の全く火となり河勝は乱火の中より守屋が首を取て城外に出庭戸皇子に奉る此時後陣漸に駆つけ逃出者を生とり討とること夥もししかれども泊瀬部の皇子はこれを制し降る者をみだりに殺し給わず終に城全く落にけり偏に庭戸皇子一人の功にして衆人賞せずといふとあし倍朝廷には軍忠を抽てたるものには恩賞を行われ赤籍を述見の首にあされ一万頃の田地を賜うぬ庭戸の皇子奏して攝津國に四天王寺を造立し給ひ次に守屋が追福のため大和國飛鳥村に法興寺を造立し又守屋が領する處の地都て十八万六千八百九十頃（頃は今の大六町六疋二百四十歩にあたれりあり其地河内國には弓削鞍作祖父間衣沼蛇草足代御立葦原津國にては於世摸江鷗田熊藏等あり是等の地を庭戸皇子奏聞して悉く四天王寺を始として所々の寺々へ寄附せらるせ給ひ又御一代の中に建立し給る寺へ法隆寺元興寺中宮寺妙安寺萬城寺其余すべて四十六箇寺實ニ國々の寺院多くはこの皇子より發れりとあり

〔第八〕本朝女帝攝政之權與並太子經三箇四院、
天子の御位定らざるにより諸臣詮議ありて泊瀬部皇子をめりて皇位よ定め奉る此は欽明帝

第十二の皇子にして蘇我馬子宿禰の妹小姉君の生玉ふ所なり帝位を勧め奉ることて炊屋姫皇后の御計とぞ即ニ十三代崇峻天皇是より在位五年の間太だ體なりと所よしがある故にや有ければ大臣馬子と御中快からず常に打合すべき顧慮ましますとひとも此人執政の大臣といひ殊に天皇の御ためには外舅といひ其上守屋勝海等亡びて後天下の政務大とあく小さく馬子一人に飯して所領田園尤多く又炊屋姫皇后の敏達天皇崩御の後より天下の太政を聞し召れ皇后も馬子の爲に御姫君にて渡らせ玉ふうへ深く馬子を尊敬し玉ひ威勢頗る强大あり馬子も元來天皇の恒に己を忌嫌ひ給ふことを知けるに折伏し謠言あす者ありて馬子を怨らしむるより終に逆意を企て東漢直駒を以て天皇を弑し奉るしかれども百官有司馬子か權威に恐れ此罪を賣者さらに一人もあかりけり此時廐戸皇子廿一歳ス斯て後群臣訝義して廐戸皇子を以て天皇の位にすゝめ奉らんとシテ曾て天位を知しめるき是によつて炊屋姫皇后を以て皇統を嗣せ奉り卅四代の帝王と奉し奉る推古天皇これあり此時廐戸皇子を推古天皇の皇太子とあし給ふ皇子固く辭し給へども嘗て勅詔三たびに及び終に皇太子と成給ひ天下の万機を攝取し給ふ本朝女帝のはじめ又攝政の始是あり此より世人聖德太子と稱しほりなよりし程に太子天下の御政を御身にゆだねさせ給ひ四海の民をめぐみ内には神祇を尊ぶ能徳を讃嘆し給ふによる風雨も順に

して天下昇平なると昔に釋れたる同二年五月高麗國の妙門惠慈來朝す頗る學業優深あり之はより太子師として佛教を學伏龍天祐五年百濟國の王士阿佐來朝す太子に謁して偈を説て曰く敬禮大悲觀音菩薩妙教流通東方日國四十九歲傳燈演誠大慈大悲敬禮菩薩と云々此とテ太子の眉間に白光を放つ阿佐再拜して退出けり同六年戊午三月膳 大娘アマを以て外妃とし給ふ太子御座より玉ひ是によつて膳の大娘をば外妃と稱せり同年夏四月太子諸國に名馬を求め玉ふに甲斐國廿七歲ス是より前推古帝赤敏達天皇の皇后にてましませし時皇女貝頭姫カヘタツヒを以て太子の正妃と定め玉ひ是によつて膳の大娘をば外妃と稱せり同年秋九月に至り太子これに打乘舍人調子脣カクシと具せられ本宮を出させ玉ひ東國に赴んど東に向ひ給ふに馬カネ急ち空に騰り雲を駆んで須臾のうちに富士の嶽カムイより信濃を経て越の白山に登り玉ふに出岳駿醜カミツケを遙の下に見かろし四の脚土を踏す始より終に至るまで恍惚カクハツとて空中を行が如し之に依て東國北國の地理男女農業紡績の形勢を看給ひ万民稼穡の苦を察し又諸國の貿易或て調貢の遠近をもとより三日にして還らせ給ふ群臣この程太子宮中に座するにより安き心おく天皇も歎嘘カクス矣かならず渡せ給ふ所に還御まし一ければ人ヒト歎喜斜カクシあらず太子ヒト有し學コトバと詳らかに語らせ給ふに群臣舌を卷て怒れいり太子は神に通じ

玉とを聽きけり尙此のちも彼馬にのりて出でせ出ひ五日七日還らせ玉はたること數回有しと
其たびとに彼馬雲をふんて空中に登り調子磨懶を取て同じく雲中に駆り給ふとかや爾後太子
奏聞をとけ都の四方四院を建立したまふ四院をじふけ敬田院施藥院療病院非田院等なり
敬田院（出家は限らず俗人よても戒律をたもち修行せんと思ふ者を入れかれ法華經勝鬘經を
のねに講じさせたまふ）施藥院（一切の薬草をうゑしめ法にしたかつてくすりを合ひせ各病
を得て藥を用んとする身上貧しくして用ること能ひざる者に願にまかせてほどこしむ
たへたまふ）療病院（一切男女親らるゝあき病者を寄宿せしめ日々に養育せしめ師長といふ者
に命じて藥をあたへ父母の子を撫むがてとくと玉をもり）悲田院（老て子なく幼にして父母
をうしなひ貧ふして賴がたもき者をやしない幼きもの成長するに従ひては其分に應じて四
箇院の雜事の役をつとめたせたまふ誠にこれらの行ひは文王の聖德より勝れたり末代王者の
方民を撫育したまふ龜鑑なり

〔第九〕太子定冠位十二階並憲法制十七條（帝號太子一諱勝鬘經并太子諸州爲凶年之
備）太子薨班鷦宮并葬科是御墓（靈廟慈惠殿異鳥樓上守墓 慈惠與太子一全
曰逝 同九年辛酉年太子御墓三十になれば天子大和國班場之宮を給此ふ移らせたまふ是

を理鷦宮をや承此時まで後晉朝がまだ晉の族々と唯草木の花ちぎ葉の落るを見て以て農業を起
せり皇太子陽胡史王陵をいふ者を探り百濟國へつかわめも層を作る術を習はしめ給ふ王陵百濟國
に止ると二年沙門勸勒といふのを師とも學び大器を得たりといへども未其深淵靈しかたきを
もつて勸勒を伴ひ坂朝す太子獻する所の曆書天文地理の書および通甲方術の書を一覽し給ひ勸
勒はまだ解しがたき處多かりしを太子速かに解し給ふと怡も通達せし人の如く却て勸勒のおと
ばざる事遙あり勸勒大に驚き舌を巻て敬禮せり是より曆法晋朝に用ひらるゝ始として偏に太子
の勳功なりき同十一年癸亥十月天皇小堀田の地へ都を遷させ給ひ是を小堀田の宮（大和國高
市郡）と申す此時三十二歳なり居又秦の河勝を命じて兵法を講ぜしめ又河勝軍法十二道を編て
舉る同年十二月太子奏聞して十二の冠階を定め給ふ十二階といふれ大德小德大仁小仁大禮小禮
大信小信大義小義大智小智之是我國よ於て位階を定めらるゝ始あり同十二年國家のため十七條
の憲法を定給ふ同十四年太子三十五歳に成らせ給ふ今年七月天皇太子を請じて勝鬘經を講せし
め給ふ太子袈裟を被塵尾を握獅々の坐にのぼり経を誦じたまふ講畢つて天より蓮華を雨す帝欣
感歎ならず即ちその地に伽藍を建立し給ふ（今の福寺なり）同十月勅して法華經を岡本宮に於
て誦せむ播州の莊田一萬畝を以て施物とす太子納めて法隆寺の產とし給ふ是年諸州に命して

池を堀渠を開き屯倉を置て以て凶年の備へども輪る同二十年百濟國より味摩之どもくる人來朝して吳國の舞樂を奏す太子吾朝の國人をして之を齎りしめ玉ふ同廿七年己卯年太子四十八歲かねて、畿内諸國に命ぜられ國々に寺院を造立せさせ給ひ寺地あさに地を賜わり材木あさに材木を思み給ひ今年こそ一歳造功おわりし由國々より訴へければ一ヶ月巡覽ましますべしとて正月上旬彼驪馬に召れ侍臣と俱に諸國を一らんし給ひ贈して後河内國科長に赴かせ給ひ百濟國より來りたる墓工を土師連に附て此處にたむて我爲に墓を築くべし我世を去事久しからず墓の内に二の床を設くべし一へ我床一へ妃の床ありと一々指圖し給ひ斑鳩宮に還らせ給ひける同二十八年庚辰の年太子四十九歲に成らせ給ふ既に去年より以來病に臥たまひ御心よからずどいへども三月三日には聊御快くあらせ玉ふにより群臣御子達と俱に參内し給ひ曲水宴を勧め奉ヶ給ふ同二十九年辛巳とし二月五日（或廿一日と云）癸巳日太子恒よりも快よく渡らせ給ひ晩に及び沐浴めさせ玉ひ妃にも同沐浴をつかわせ參せ御し御衣を召かべさせ玉ひ稍て寝殿に入席を以て臥玉ひぬ然るに翌朝皇太子妃と俱に曾て起てせ給わず侍臣の人々殿の御戸を開き見奉るに太子並に后忽然として眠たるが如く薨じさせ給ひぬ（此段曲亭馬琴翁が燕石雜誌を輯録するに當り男女情死の條に於て其淵源ある處を此に取られしと雖ども末世の今日に至りを輯録するに當り男女情死の條に於て其淵源ある處を此に取られしと雖ども末世の今日に至り

男女痴情に迫りて同死を謀るか如きものと同日の論にあらず唯該書の如きは翁が博洽古今に網羅し群書の中極めて其萃を抜かれしものなれば依て其書を證據引用する人も少なからざると思惟すれば今此書を校するよ際も聊か贅言して後考に附す）今年御年五十歲前代未聞の事どもあら侍臣大に周章し皇太子の御子山脊の大兄王小贊王管手女王手島女王御孫君には末昌女王難波女王弓削王佐保女王三島女王甲可王御弟にハ植栗皇子茨田皇子恐く築り手の舞足の踏所を忘れ愁傷し玉ひ且帝の御歎き一かたあらず蘇我馬子を以しめ群卿燈を失へる如く迹見赤擣秦河勝が哀聲耳に滿都の内は言もさらなり畿内遠境の民此とを聞ける者父母の別の如く歎悲しまずと言とあし市中にては物をあきなふ商戸は業をやめ農民耕夫耕をせず擣米者は杵を落し行人へ道にどより皆聲々ふあげき今日既に月日の輝を失ひ絶ひ天地崩るゝ如く此後何をか特せんと悲し容形はむかし釋尊入滅し涅槃の雲に隠れたまひしに異らず斯て雙の棺櫬をそむへ太子及妃の遺骸を抱きしのゝ棺中に藏め奉らんとするに御容貌であから生るが如く御身の香ばしきと无限なし御屍の輕々と衣服を上るよりも輕同廿二日に河内國科長（御墓山は河内國石川郡太子村にある磯長山寂福寺と號す俗に上の太子としる廟内の中間に皇太子の御母穴穂部間人の皇后東の方へ皇太子西の方は太子の后膳の大娘都合二箇の石棺を藏む故に二室一廟と號す）

の御墓へ葬り奉る既に墓工に命し去年より以來土函連御墓を造り中に一の石の床を以て今年正月に成就し同一月ふ葬輿を送り御墓より收め参らると兼ては其期を知し召れたる故あり誠に喪輿を送り奉る光景ひどく天子の乗輿を送るに齊一大臣以下上卿太子の御弟王子みあ麻の姑を召させ玉ひ前後左右に陪從し各雜華を擎げ諸の釋衆ハ梵唄を讀み華を雨し奉る既に御葬の事蹟ある遠近の貴賤巷にみちことく喪服を着し香を燒壁を放つて哭しみける天皇も此世の限りと思し召されしにや遙かに高きに登り遠く敵覽まし御衣を只管絞らせ給ふ御墓に葬し奉りて後は邊鄙の民れいへに來り第り五十余日の間だ毎日よ御墓の周圍を廻りて悲みける然るに平々愛して乗らせ玉ひあ甲斐の驪馬ハ太子葬れさせ玉ふ日より悲鳴して更に水草を喫らわす葬し奉る時も喪輿の左の方に引て御墓まで連られしが棺櫬を收め奉りし時唱と一聲して即日忽ち死しけること不思議あれ往昔楚國の項羽が乘たる烏骓とんぐる馬ハ項羽烏江に陳沒せし時悲鳴で忽ち水中に死せりとかや項羽は所謂暴惡の將たり然れども平に馴て愛を蒙りし恩を忘れず主の死を悲みて死せり況や皇太子は天下の大仁本朝の聖人にておわしませば畜類といへども死に殉ひ參らする事誠に感するよ堪たり又此時奇異なるに葬し奉りし日より五十日ばかり歴て一の異鳥來り御墓の上に棲て去らすその形態のひとしも色白く諸人何鳥と云ふとぞしらば鳶鳥

の類御墓の邊へ來り近づく時は遠く追のけ供物の類諸鳥にどらしめず神妙よ守るにより時の人これを見て守墓鳥といへり三年の後何方へ去しやれて再來らす今の人空室を編すりて寂莫仕居のを守墓鳥といふ此由縁なりとかや倘々高麗國の僧惠慈法師を去ぬる二十二年十一月よ本國を歸りしが今般すでに皇太子の薨亡給ひし由をきゝ大に悲しみ本國の僧を集め齊と設け自ら讀經し左右の人々に詔ひ上宮太子ハ日本の聖人なり斯る聖體を具足して粟散邊鄙の小國に生れ給ふものへ全く佛法を東土に弘め給ふべき権化の再生なり故に三寶を尊敬し万民を救ひ給ふ我異國に生るといへども宿縁の深き所謂ありしにや彼國にわたり朝暮教をうけ貢金の交りをあせり我獨生たりとも天下の間に此後永く智音なし我來年二月五日ハ太子遷化の周期にあたれり此日に死して必らず上宮太子を淨土に遭奉り共に衆生を化度すべし云々果して誓し言に違はず翌年二月五日に當り齋戒沐浴し寂然殊勝にして死むたり高麗の人々の言ふ上宮太子獨聖あるに非ず惠慈も又聖ありといへりをかや此事後に我國へ聞る聽人數々感じけるとかや

大慈大悲本誓願愍念衆生如一子。是故方便從西方誕生片州興正法。我身救世觀世音。定惠契女大勢至。生育我身大悲母。西方教主彌陀尊。真如真實本一體。一體現三同一身。片域化緣亦已盡。還歸西方我淨土。爲度末世諸衆生。父母所生血肉身。遺留勝地此廟窟。三骨一廟三尊位。過去七佛法輪所。大乘相應功德地。一度參詣離惡趣。決定往生極樂界。

松子傳曰。太子嘗入磯長廟內記偈于碑石。松子倍從親見之。云云。又天喜二年九月二十二日僧忠禪建塔於磯長廟。掘基得珊瑚石二枚。石上有文曰。吾爲利生出彼衡山。入此日城降伏守屋之邪。見終顯佛法之威德。於處處造立四十六箇之伽藍。化度一千三百餘僧尼。製記法華勝鬘維摩等大乘義疏。斷惡修善之道。漸以滿足矣。今年(歲次辛巳)河內國石川郡磯長里。有一勝地。尤足稱美。故點墓所已畢。吾入滅以後。及四百三十餘歲。此記文出現哉。爾時國王大臣發起寺塔。

願求佛法耳。此石現在磯長殿福寺。世曰碼瑙石。藏文具出敷福寺記。

明治二十年五月十三日鑄刻御屆
同八年八月日出 版

定價金六十錢

編者未詳

日本橋通三丁目八番地

版人野村銀次郎
日本橋横山町三丁目
同區同町二丁目
京橋區南鍋町
京橋區尾張町
日本橋馬喰町二丁目
同區通り三丁目
同區南傳馬町
同區藥研堀町
鈴木喜左衛門
辻岡文助
兎屋誠
鶴聲社
上田榮次郎
山口屋藤兵衛
丸屋鐵二郎
春陽堂

聞花堂出板書目

上下二册定價金八圓

芳年薦圖
忠義

水滸傳

上下二冊定價金

○○○○○○
中將姫一代記
名吉備大臣
畫血達摩
櫻田血染
水戸黃門
道水戸黄門記雪

全全全全全全
一一一
七

○吟○○吟○芳年
金前光扶馬曲忠
教太醫桑若亨義

水滸傳

上下二冊定價金

○○○○○○○○○○○○
吉備大臣
櫻田血達摩
薔薇一石
名畫
水道重扇成寺鐘魔記
雪染門記
大
臣
櫻
田
血
達
摩
薔
薇
一
石
名
畫
水
道
重
扇
五
十
三
次
怪
現
象
小
野
小
町
業
平
草
紙
大
都
老
鷹
鳥
大
都
老
鷹
鳥

獨創

全全全全全全全全

